

令和6年1月31日

～尊い思いに応えるために～ 株式会社京都銀行と「遺贈・寄付等への協力に関する協定」を締結

日本赤十字社滋賀県支部(支部長・三日月大造)は株式会社京都銀行(本店・京都市、頭取・安井幹也)と、「遺贈・寄付等への協力に関する協定」を締結しました。

近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えています。

本協定を締結することで、滋賀県内に14支店を置く京都銀行と連携し、日本赤十字社滋賀県支部に遺贈を希望される方の思いをスムーズに実現できるようになります。

なお、当支部にいただくご寄付は、国内外で災害、病気、紛争などで苦しむ人のいのちを守る活動をはじめ、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」活動に活用します。

記

1. 協定内容

- (1) 日本赤十字社滋賀県支部は、同支部へ遺贈または相続財産の寄付を希望される方に対して、相談先として京都銀行を紹介します。
- (2) 京都銀行は、当支部より紹介された方に対し、諸手続きの案内等を行います。
また、社会貢献を目的に遺贈・寄付を検討されているお客さまに対し、当支部を寄付先として紹介します。

2. 締結日

令和6年1月31日(水)

●お問い合わせ先
日本赤十字社滋賀県支部 組織振興課
TEL : 077-522-6758